

当日配付資料

令和5年2月21日
課名 教育委員会事務局総務課
担当者 課長 杉本
内線 4910

教育長の給料の返納等について

1 教育長の給料の返納について

職・氏名等	内容	理由
教育長 平川理恵 (54歳)	給料月額 $\frac{3}{10}$ 2月相当 返納	本県教育委員会が、NPO法人パンゲアとの間で締結した業務委託契約において、契約の相手方の決定に係る職務遂行上の行為が、官製談合防止法第8条及び地方自治法第234条第2項に違反すると解される旨の評価がなされた事案等について、教育委員会事務局を統括し、職員を指揮監督する者として、その責任を重く受け止め、給料を返納する。

2 一般職の職員の懲戒処分について

被処分者	処分内容	処分理由
教育委員会事務局本庁 課長級の職員（当時） (50代)	戒告	本県教育委員会が、NPO法人パンゲアとの間で締結した業務委託契約において、契約の相手方の決定に係る職務遂行上の行為が、官製談合防止法第8条及び地方自治法第234条第2項に違反すると解される旨の評価がなされた事案について、当時、当該業務委託契約に係る相手方を決定する権限を有する者として適正な契約を締結する職務を行う義務を怠った。 このことは、法令等に従う義務を定めた地方公務員法第32条の規定に違反する。